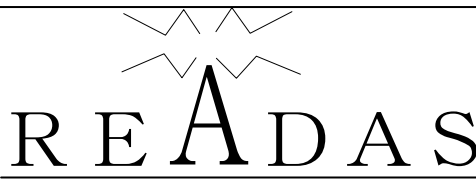


第 5571 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 10月 14日 金曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 同業団体等の会費

Q：所属する同業者団体から会費の請求が来ました。この会費は、どのような取扱いになるのですか？

A：会費の内容によって処理が違います。

【解説】

法人税では、所属する協会、連盟その他の同業団体等（同業団体等）に対して支出した会費の取扱いについて、次のように取り扱うこととしています。

- ①通常会費（同業団体等がその構成員のために行う広報活動、調査研究、研修指導、福利厚生その他同業団体としての通常の業務運営のために経常的に要する費用の分担額として支出する会費）は、その支出をした事業年度の損金の額に算入する。ただし、その同業団体等においてその受け入れた通常会費につき不相当に多額の剰余金が生じていると認められる場合には、その剰余金が生じた時以後に支出する通常会費については、その剰余金の額が適正な額になるまでは、前払費用として損金の額に算入しない。
- ②その他の会費（同業団体等が次のような目的のために支出する費用の分担額として支出する会費）については、前払費用とし、その同業団体等がこれらの支出をした日にその費途に応じてその法人がその支出をしたものとする。

- イ. 会館その他特別な施設の取得又は改良
- ロ. 会員相互の共済
- ハ. 会員相互又は業界の関係先等との懇親等
- ニ. 政治献金その他の寄附

